

新規
事業者
様
へ

貨物軽自動車運送 事業者の安全対策が 強化されました



一人で事業を
行っている場合は、
自ら実施してください

重要な
お知らせ

(北海道運輸局)

①

NEW

貨物軽自動車安全管理者の講習受講

貨物軽自動車安全管理者に選任しようとしている者に、
貨物軽自動車安全管理者講習を、
国土交通大臣の登録を受けた**講習機関で受講**させなければいけません。
※認定講習機関は以下のHPで確認できます。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000173.html



↑
終わったら
ら✓!

貨物軽自動車安全管理者講習等で扱うべき講習内容及び実施時間

講習項目	貨物軽自動車安全管理者講習		
自動車運送事業、 ① 道路交通等 に関する法令	- 貨物自動車運送事業法、安全規則 - 道路運送車両法 - 自動車点検基準 - 自動車事故報告規則	- 道路交通法 - 労働基準法 - その他関連する政令、省令、告示及び通達	
② 運行管理の業務に 関すること	貨物軽自動車安全管理者制度の趣旨及び内容並びに安全規則に基づく運行管理の実務	実施時間	1～4について 合計5時間以上
③ 自動車事故防止に 関すること	飲酒運転防止、労務管理、健康管理等に関する基礎知識		
④ 修了試験及び補習	講習の効果を判断するための修了試験及び所定の能力を有すると認められなかったものに対する補習		

②

NEW

貨物軽自動車安全管理者の選任・届出

営業所ごとに「**貨物軽自動車安全管理者**」を選任し、**1週間以内に**
運輸支局へ届出しなければいけません。様式に必要事項を記載の上、
①の修了証明書を添付して、
運輸支局の検査・整備・保安担当 窓口へ届出してください。

↑
終わったら
ら✓!



貨物軽自動車安全管理者の選任**届出を行わない場合、**
事業停止となる可能性があります。



③

その他の安全対策についても強化されております。違反となれば事業停止
になる可能性があります。国土交通省のHPにて内容をご確認の上、ご不明
点等あれば**以下の問い合わせ窓口**あてご連絡願います。

↑
終わったら
ら✓!

OHP 貨物軽自動車運送事業における安全対策を強化するための制度改正について

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000172.html



○問い合わせ窓口

メール: info@kamotsu-k.co.jp

電話番号: 050-3666-8021 (平日9:00～17:00)

※電話は混み合う場合がありますので、極力メールにてお問い合わせください。